

○原則計算の算定例(2)

4月1日に採用された者が、5月16日に災害を受けた場合

〔図 解〕

採用(4.1)

A horizontal timeline diagram. On the left, a bracket labeled '算定期間' (Calculation Period) spans from the start to April 30th, labeled '4月'. To the right of this, there is a point marked with an '×' labeled '5月16日' (May 16th), with the text '災害発生' (Disaster Occurrence) below it.

〔給与内訳〕

| 給 与 期 間                            |           | 4月1日から<br>4月30日まで | 計        |
|------------------------------------|-----------|-------------------|----------|
| 総 日 数                              |           | 30日               | 30日      |
| 勤務した日数                             |           | 25日               | 25日      |
| 給<br><br><br><br><br><br><br><br>与 | 給 料       | 129,800円          | 129,800円 |
|                                    | 扶 養 手 当   | 0円                | 0円       |
|                                    | 調 整 手 当   | 12,980円           | 12,980円  |
|                                    | 住 居 手 当   | 7,000円            | 7,000円   |
|                                    | 通 勤 手 当   | 12,000円           | 12,000円  |
|                                    | 時間外勤務手当   | 円                 | 円        |
|                                    | 特殊勤務手当    | 円                 | 円        |
|                                    | 宿 日 直 手 当 | 円                 | 円        |
|                                    |           | 円                 | 円        |
|                                    | 計         | 161,780円          | 161,780円 |

〔計算方法〕

$$\textcircled{C} \quad \text{平均給与額} = \frac{4月の給与}{4月の総日数} = \frac{161,780円}{30} = 5,392.66円$$

(2) 最低保障計算（平均給与額算定書（B）欄）

この計算は、過去3月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合の特例的な計算方法です。

この計算の趣旨は、給与が日給、時間給又は出来高給によって計算されている場合には、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去3月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなる。そこで、このような場合を救済するために最低保障の規定が設けられているものです。

過去3月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額の60%を最低保障額とし、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その部分の給与の総額について前記の方法により計算した額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額を最低保障額とし、これらの額が(1)の原則計算によって得た額より高額の場合には、これらの額が平均給与額となります。

この場合、勤務した日数には、過去3月間において現実に勤務した日だけではなく、有給休暇、職専免のように勤務はしないが、勤務した場合と同様に給与が支払われる日も含まれます。また、土曜日も1日として計算します。